

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

十字屋リース株式会社 運営規定

(事業の目的)

第1条 十字屋リース株式会社（以下「事業所」という）が行う特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（法律上の有資格者）が要介護状態にある利用者に対し適切な特定福祉用具販売を提供することを目的とする

(運営の方針)

- 第2条 1.この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
- 2.利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3.事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療福祉サービス事業者等と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称： 十字屋リース株式会社

所在地： 松本市筑摩1-15-1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管理者： 1名

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている特定福祉用具販売の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

専門相談員： 2名以上

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するように、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする

営業日： 月曜日～金曜日

ただし、国民の休日 12月30日～1月3日をのぞく

営業時間： 8:30～17:30 までとする

(特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売の取り扱い品目)

第6条 取り扱い品目は次の通りとする。

1. 腰掛便座 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品 3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽 5. 移動用リフトのつり具部分 6. 排泄予測支援機器
7. スロープ 8. 歩行器 9. 歩行補助杖

(特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第7条 専門相談員の行う特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文書をしめして特定福祉用具の機能、使用方法、販売金額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具に係る同意を得るものとする。
- (2) 特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛性状態に関し、点検を行う。
- (3) 特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

(福祉用具貸与計画の作成)

第8条 1.専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境をふまえ指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成する。

2.作成した計画書については利用者及びその家族に対して説明をし、同意を得るものとする。

3.当該計画書については、担当介護支援専門相談員に交付する。

(利用料等)

第9条 特定福祉用具販売を提供した場合の料金

- 1.特定福祉用具販売を提供した場合の料金は別紙カタログを参照する
- 2.次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を

徴収する。

3. 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については実費とする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

松本市・塩尻市・安曇野市・大町市・北安曇郡全域・東筑摩郡全域とする。

(苦情処理)

第 11 条 特定福祉用具販売に係る利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

1. 当事業所は、提供した特定福祉用具販売に関し、法第 23 条の規定により市町村がおこなう質問若しくは照会に応じ市町村から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする

(衛生管理等)

第 12 条 1. 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理を行うものとする。

2. 当事業所は所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。感染症等の予防の情報を適時発信する

② 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 当事業所において専門相談員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実践する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 1.当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2.事業計画の周知及び研修・訓練を行う。
- 3.事業計画については定期的に見直しを行う。

(その他の運営に関する留意事項)

- 第 15 条 1.職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2.この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はその都度社内での協議をし、定めるとする。

附則

R7 年 4 月 1 日 施行